

公共下水道への接続を予定している皆様へ

※当該年度内に公費での取付管設置を希望している場合、

取付管設置申込書の提出期限は

その年度の 12 月第 2 金曜日 までとなります。

※それ以降の申込については、次年度発注の工事となり、

取付管工事完了予定時期は 6 月末以降 になります。

公共下水道が供用開始となった区域では、建築の際、公共下水道に接続しなければなりません（下水道法第 10 条）。そのため、上下水道局下水道整備課の窓口にて、対象地における公共下水道取付管の有無を、事前に確認してください。

取付管が無い場合は、申請が必要です。下記の手順を確認してください。

手順

